

第6章 ごみ処理事業

1. 沿革

橿原市におけるごみ処理については、市制発足当初（昭和31年）は申込み制により有料で行う。

昭和32年に川西町に塵芥処理場が設置され「川西衛生センター」が開設される。この後、昭和45年に2代目ごみ焼却場（60t/日）が川西町に完成する。

昭和47年より市内全域ごみ無料収集を実施し、「清美事務所」に名称を変更する。

昭和53年に3代目のごみ焼却施設（180t/日）が完成し、ごみ処理業務を「環境第1事業所」に、ごみ収集業務を「環境第2事業所」に名称を変更する。

昭和63年度より中高層マンションについては、コンテナ収集を実施する。

平成4年度より古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、ミルクカートン）、古繊維、アルミ缶の有価物を自主的集団回収する団体及びその資源を回収する業者に対して報奨金を交付する再資源集団回収を実施する。

平成7年2月より資源ごみ（カン、ビン）の分別収集を開始し、ごみの再資源化を図るとともに、平成8・9年度には、限りある資源を大切にし、ごみの減量化・資源化を目指してリサイクルーン・フェスタ in かしはらを実施した。

平成13年4月より市民のリサイクル活動の拠点機能とごみの分別再生利用施設の二つの機能をあわせもつリサイクル館かしはらが、東竹田町において稼動している。

平成15年4月より安全焼却、公害防止、エネルギーの有効利用を実現した最新鋭設備の焼却炉（255t/日）が稼動しており、また、平成17年3月より、灰溶融炉が稼動し、より安全性の高いスラグ状にして、焼却灰の無害化、減容化を図っている。

なお、平成15年4月よりごみの増加に歯止めをかけ、減量することを目的として、市指定のごみ袋によるごみ収集（有料化）を実施している。

平成16年4月の機構改正により環境第1事業所及び環境第2事業所を統括した名称を「クリーンセンターかしはら」と改め、環境第1事業所を施設課、環境第2事業所を業務課と改める。

2. ごみ処理の概要

(1) 処理する一般廃棄物（ごみ）の種類

ア. 一般家庭から排出するごみ（家庭系一般廃棄物）

イ. 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物（事業系一般廃棄物）

(2) 計画処理区域

本市行政区全域

(3) ごみ処理体制（収集・運搬）

ア. 家庭系一般廃棄物

可燃ごみについては、市直営で週2回収集を行っている。なお、中高層マンションについてはステーション方式での収集を行っている。

不燃物・粗大ごみについては、市直営で月1回収集を行っている。

資源ごみであるカン・ビンについては、市直営で指定容器により2週に1回収集し、ペットボトル・プラスチックボトルについては市直営で月1回収集を行っている。また新聞・雑誌・ダンボールについては、業者委託により月1回収集を行っている。

イ. 事業系一般廃棄物

事業所から排出されるごみは市の収集運搬許可業者に委託して搬入するか、または自ら施設に直接搬入している。

3. ごみ処理量の推移

橿原市のごみ処理量の推移をみると、ごみ減量化の施策により年間排出量は年々減少していたが、平成 22 年度は持ち込み量の増加により、前年度に比べ増加した。

表 6-1 ごみ処理量

年度	総人口	年間排出量 (t)	収集量 (t)	持ち込み量 (t)	1日平均排出量 (t)	1人・1日平均排出量 (g)
18	125,728	42,504	23,861	18,643	116	926
19	125,608	40,106	23,180	16,926	110	872
20	125,454	39,522	22,526	16,996	108	863
21	125,605	39,216	22,425	16,791	107	855
22	125,493	39,495	22,211	17,284	108	862

※リサイクル館からの持ち込みも含む クリーンセンターかしはら施設課

年度	可燃性粗大ごみ (t)		不燃・粗大ごみ (t)		カン・ビン (t)		ペットボトル プラスチックボトル (t)	
	収集	持ち込み	収集	持ち込み	収集	持ち込み	収集	持ち込み
18	1,747	575	529	208	1,378	19	206	7
19	1,534	649	314	208	1,375	18	211	11
20	1,450	492	316	175	1,268	16	175	4
21	1,269	523	550	158	1,256	11	153	3
22	1,139	530	435	159	1,233	10	146	3

リサイクル館かしはら

4. 再資源集団回収報奨金制度

ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するために、平成 4 年度より再生資源ごみの集団回収を自主的に行う地域住民団体及びその資源ごみを回収する業者に対して報奨金を交付した。なお、平成 16 年度より、地域住民団体に対してのみ報奨金を交付している。

再生資源となるごみは、古紙類（新聞紙、雑誌類、ダンボール類、ミルクカートン）、古繊維及びアルミ缶とし、報奨金の額は、団体に対しては集団回収した資源ごみ重量 1kg 当たり 5 円とする。

表6-2 集団回収実績

年 度	18	19	20	21	22
可燃物(紙・布類)(t)	3,185.4	3071.5	2999.8	2569.0	2600.2
不燃物(アルミ缶)(t)	24.2	37.8	41.6	40.5	41.3
計	3209.6	3109.3	3041.4	2609.5	2641.5

環境政策課

5. 家庭用生ごみ処理機購入補助事業

家庭から排出される生ごみの減量を図るため、平成13年度に電動式生ごみ処理機の機能・効果等を調査するため、10件のモニターを募集し、購入補助を実施した。購入後に生ごみ処理機の効果等についてアンケートを実施し、ごみ減量の有効性を確認し、平成14年度の本格的な補助制度実施に移行した。

平成14年度から電動式生ごみ処理機購入者に対し、平成15年度より生ごみ処理容器購入者に対し、購入補助を行っている。平成16年度より補助金額は、それぞれ購入額の2分の1とし、電動生ごみ処理機は上限18,000円、生ごみ処理容器は上限2,700円として実施している。なお、平成22年度の補助件数は、電動式生ごみ処理機22件、生ごみ処理容器7件の補助を実施している。

表6-3 家庭用生ごみ処理機補助実績

年度 \ 種類	電動式生ごみ処理機	生ごみ処理容器
平成18年度	54	10
平成19年度	36	10
平成20年度	31	5
平成21年度	23	7
平成22年度	22	7

環境政策課